

## 「高知観光リカバリーキャンペーン」交通費用助成事業 助成業務実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「高知観光リカバリーキャンペーン」交通費用助成事業のうち、助成業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の拡大により大幅に減少している県外観光客を呼び戻すことを目的として、高知県内の宿泊を伴う旅行に対し、居住地から高知県内の目的地を経由し居住地に戻るまでの交通に関する費用（以下、「交通費用」という。）の一部を助成することで、観光を検討する方に目的地・高知を訴求し、県内の観光需要の早期回復を目指す。

### (事務の取扱)

第3条 受託事業者は「高知観光リカバリーキャンペーン事務局」（以下「事務局」という。）を設置のうえ、速やかな事務の取り扱いを行う。

### (事務の内容)

第4条 高知県内の宿泊を伴う旅行のうち交通費用に対して、上限5,000円の助成金を交付するものとする。なお、交通費用が5,000円に満たない場合は、その実費を交付するものとする。

### (交付申請者)

第5条 交付申請者は、旅行者及び旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき登録を受けた旅行者（以下、「旅行者」という。）のうち、日本国内の金融機関に預金口座を有する者とする。

### (交付対象経費)

第6条 交付対象経費は、高知県内の宿泊を伴う旅行のうち交通費用相当額とする。但し、旅行者が取り扱う交通費用を含む旅行商品において、旅行代金の内訳が明示されない場合は、旅行代金の金額を交通費用相当額として取り扱うこととする。また、自家用車等で高速道路を利用した場合は、高速道路利用料金を対象とする。

- 2 前項における高知県内の宿泊の対象となる施設は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により高知県知事または高知市長の許可を受けた宿泊施設、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により、高知県知事または高知市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした住宅で、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除くものとし、本事業に参画の申込みがあった施設（以下、「参画宿泊施設」という。）をいう。
- 3 参画宿泊施設は、旅行者が宿泊する際に以下のいずれかに該当することを確認（以下「接種済等の確認」という。）のうえ、指定宿泊証明書を発行することとする。

- ・新型コロナウイルスワクチンを接種済（3回目接種済であること又は令和4年3月31日までに予約済の高知県在住の方においては、2回目接種から14日以上経っていること）（以下「接種済」という。）であること
- ・新型コロナウイルス感染症のPCR検査、抗原定量検査及び抗原定性検査のいずれかの検査において、対象商品の利用開始日の3日以内（抗原定性検査の場合は1日以内）の検体採取による検査結果が陰性であること

ただし、旅行者が以下のいずれかに該当する場合は、接種済等の確認は不要とする。

- ・令和4年2月14日（令和4年2月15日チェックアウト）までに宿泊する旅行者
- ・旅行者（OTAを除く）が取り扱う旅行商品を利用して宿泊する旅行者
- ・接種済等の確認ができた同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の者（高知県外に在住の6歳以上12歳未満の方で、在住都道府県が新型インフルエンザ等対策特別設置法第31条の4第1項に基づきまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された場合を除く）
- ・学校が実施する修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。）に参加する者

- 4 旅行者（OTAを除く）が取り扱う旅行商品においては、接種済等の確認ができた旅行者の旅行代金のみを交付対象経費とする。
- 5 第1項における交通費用とは、航空機、鉄道、高速バス、観光バス、周遊バス、貸切バス、フェリー、定期船の1人当たりの料金、タクシーの運賃やレンタカーを借り受ける1台当たりの料金を対象とする。ただし、領収書が発行できるものに限る。なお、カーシェアリングに係る料金等は対象外とする。
- 6 第1項における高速道路利用料金とは、居住地の最寄りインターチェンジから高知県までの間に高速道路を利用した料金とし、途中のインターチェンジで、一旦高速道路から退出した場合も対象とする。その対象車両は、自家用車、レンタカー、自動二輪車、自家用バス等とする。なお、車両の運行に必要な燃料代や消耗品費等は対象外とする。

#### （交付対象期間）

- 第7条 交付対象期間は、令和2年7月22日（水）から令和4年12月28日（水）の宿泊（令和4年12月29日（木）チェックアウトまで）を対象とする。ただし、令和4年4月29日（金）から令和4年5月8日（日）まで及び令和4年7月23日（土）から令和4年8月31日（水）までの期間を除く。また、対象期間中に予算に達し次第終了とする。
- 2 交付対象期間中に、高知県内で新型コロナウイルス感染症が感染拡大した場合等には、直ちに事業を休止することがある。また、事業休止期間中は原則として助成金の交付対象としないこととする。
  - 3 全国の新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、一部の都道府県を対象外として取り扱うことがある。

#### （交付額）

- 第8条 第6条に係る交付額は、一旅行当たり1人5,000円を、また高速道路利用料金、レンタカーを借り受ける料金は、1台当たり5,000円をそれぞれ上限とし、交通費用が5,000円に満たない場合は、その実費を交付するものとする。
- 2 旅行者が交付を受ける場合には旅行商品を予め割引した価格で販売しなければならない。また、旅行者が予め割引されていない旅行商品を購入した場合や、旅行者が自らの手配によって旅行した場合には旅行後に、助成金を受けられるようにしなければならない。

#### （交付額の配分）

- 第9条 第6条のうち、旅行者が、本事業により予め割引（以下、「予め割引」という。）された募集型企画旅行及び受注型企画旅行または手配旅行（教育旅行を含む）に参加する形態の旅行商品にあっては、事務局はリョーマの休日キャンペーン推進委員会事務局（以下「推進委員会事務局」という。）と協議のうえ、各旅行者が本事業を理解し、円滑に予め割引された旅行商品を積極的に販売できるよう旅行者向け販売マニュアルを作成しなければならない。また、推進委員会事務局と協議のうえ、予め旅行者等との調整を図り、各旅行者への助成金原資の配分額を決定するとともに、その後の執行状況を確認し、必要に応じて配分額を変更する等予算執行管理に努めなければならない。

#### （関係機関との調整）

- 第10条 事務局は、助成金原資にかかる予算残等を踏まえたうえで、国が実施する「Go To トラベルキャンペーン」の実施状況を適宜確認しながら、交付対象となる旅行商品の企画・造成を各旅行者へ積極的に働きかけるものとする。

#### （交付申請）

- 第11条 旅行者が購入した予め割引された募集型企画旅行及び受注型企画旅行または手配旅行（教育旅行を含む）が催行され、旅行者が助成金の交付を申請する場合には、旅行者は次に掲げる書類等を事務局に提出しなければならない。
- ・ 交付申請書兼請求書（旅行業社名、代表者名、代表者印、住所、連絡先、振込口座番号、請求金額等）
  - ・ 販売実績報告書兼指定宿泊証明書（割引前・割引額・割引後の旅行代金等）

・行程が分かるパンフレットや書類等

なお、旅行者が募集型企画旅行及び受注型企画旅行または手配旅行（教育旅行を含む）に参加する場合、「高知観光リカバリーキャンペーン」で予め割引されているか否かを、宿泊料金を明示した領収書に記載することとする。

2 旅行者が旅行後に郵送により申請する場合、高知県内の宿泊最終日から40日以内（当日消印有効）に、次に掲げる書類等を事務局に提出しなければならない。

- ・交付申請書兼請求書（住所、代表者名、同行者氏名、振込先口座、請求額等）
- ・個人情報の取扱いに関する同意書
- ・旅程確認書兼旅費計算書
- ・宿泊を証するもの（指定宿泊証明書原本）
- ・交通機関の利用及び料金を証するもの（対象経路分の高速道路料金のETC利用明細書又は領収書、航空券の搭乗券、鉄道の領収書等）
- ・振込先金融機関名、口座名義人及び口座番号がわかる書類（通帳（口座番号が書かれた部分のコピー）等）
- ・その他必要と認められる書類

（助成金の支払い）

第12条 事務局は、助成金交付申請マニュアルを作成し、前条の交付申請及び実績報告がなされた場合、速やかに内容を確認しなければならない。

2 事務局は、前条の提出書類や記載内容が要件を満たしていることを確認した後に受理することとし、受理後7日以内に申請者に助成金を支払うものとする。

（雑則）

第13条 この要領に定めていない事項が発生した場合、推進委員会事務局と協議のうえ、決定する。

附 則

この要領は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月15日から施行する。